

相談支援事業所（指定特定相談支援事業所または障害児相談支援事業所） 新規受け入れ状況一覧

以下の相談支援事業所は、浦安市の指定を受けている「指定特定相談支援事業所または障害児相談支援事業所」です。
障害福祉サービスの申請前の相談や申請するときの支援、サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整を行います。

令和7年9月1日現在

	事業所名	運営法人名	住所	連絡先	受付時間	成人 ※1				児童 ※2,3	新規受け入れ状況 ※4
						身体	知的	精神	難病		
1	浦安市こども発達センター	浦安市	浦安市東野1-7-1 総合福祉センター内	電話 355-1124 FAX 355-3140 ※利用は市内在住者に限る	(月～金) 午前8時30分～ 午後5時	/	/	/	/	○	×
2	こころとことばの教室こっこ	特定非営利活動法人発達わんぱく会	浦安市猫実4-6-26 ミノモビル401	電話 070-5083-0051 FAX 702-8825 メール urayasushi@soudan@hwanpaku.org	(月～金) 午前9時00分～ 午後5時00分	/	/	/	/	○	△
3	相談支援センターかぶあ	NPO法人かぶあ	浦安市明海6-1-10	電話 080-3249-3311 FAX 318-3444 メール soudan-kapua@bd.wakwak.com	(月～金) 午前10時～午後5時	/	/	/	/	○	×
4	相談支援事業所アタッチメント	株式会社SmartAgingCompany	浦安市入船4-8-13 1階	電話 090-9952-7804 FAX 047-321-6004	(月～金) 午前9時30分～ 午後4時30分	/	/	/	/	○	○
5	エメラルドサポート障がい者(児)相談支援センター	エメラルドサポート株式会社	浦安市入船4-2-8	電話 351-4155 FAX 351-4266 メール soudan@emerald-support.com	(月～金) 午前9時～ 午後5時00分	○	○	○	/	○	×
6	ちらく相談支援事業所	社会福祉法人千楽	浦安市東野1-7-5	電話 304-7474 FAX 305-1989	(月～金) 午前9時～午後5時	○	○	○	/	○	×
7	相談支援事業所ふあり	社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも	浦安市今川1-14-52	電話 304-8860 FAX 304-8821	(月～金) 午前10時～午後6時	○	○	○	○	○	△
8	障害者相談支援事業所 聖隷はぐくみ浦安	社会福祉法人聖隷福祉事業団	浦安市高洲9-3-2	電話 700-6611 FAX 700-6623 メール zf-hagukumi-ura@sis.seirei.or.jp	(月～金) 午前9時～午後5時	○	○	○	○	○	△
9	相談支援事業所るちえ	合同会社Luce	浦安市北栄2-14-15-2 F	電話 315-3320 FAX 317-7217 メール luce.sdn190@gmail.com	(月～金) 午前9時～午後6時	○	○	○	○	○	×
10	ケアマネジメントエンジョイ	特定非営利活動法人エンジョイ	浦安市海楽1-11-5-102 ハイツロベリア	電話 712-8122 FAX 712-8122 メール cmgt.enjoy@gmail.com	(月～金) 午前9時～午後6時	○	○	○	○	○	×
11	ふる里学舎浦安	社会福祉法人佑啓会	浦安市東野1-9-3	電話 390-5570 FAX 323-6540 メール fg.urayasu@yukeikai.jp	(月～日) 午前9時～午後5時	○	○	○	○	○	×
12	ミッテ相談支援事業所	社会福祉法人千楽	浦安市東野1-9-3 東野地区 複合福祉施設3階	電話 047-390-7700 FAX 047-390-7701	(月～金) 午前9時～午後5時	○	○	○	○	○	×
13	浦安市障がい者福祉センターきらりあ相談室	社会福祉法人敬心福祉会	浦安市東野1-8-2	電話 350-8765 FAX 350-8775 メール kirari@soudan@keishinen.or.jp ※利用は市内在住者に限る	(月～金) 午前9時～午後5時	○	○	○	○	/	×
14	ソーシャル相談支援事業所	社会福祉法人千楽	浦安市東野1-9-3 東野地区 複合福祉施設4階	電話 323-6032 FAX 323-6047	(月～金) 午前9時～午後5時	/	/	○	/	/	×
15	相談支援事業所もみじ	合同会社C&Kカンパニー	浦安市猫実2-16-2-106	電話 070-8360-4146 FAX 047-727-3930 メール soudansienmomiji@gmail.com	(月～金) 午前9時30分～午後6時	○	○	○	○	○	○
16	相談支援事業所きかん	社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも	浦安市入船5-45-1 まちづくり活動プラザ	電話 070-5588-8822 FAX 711-2312 メール tomo-soudan3@patomo.jp	(月～金) 午前9時～午後5時	○	○	○	○	○	×
17	相談支援事業所うらす・そらいろ	一般社団法人こども未来共生会	浦安市入船5-45-1 まちづくり活動プラザ	電話 047-316-2015 FAX 047-316-1159 メール mail@soracolor.org	(火～金) 午前10時～午後5時	/	/	/	/	○	×
18	相談支援事業所トット	合同会社アイケア・プロジェクト	千葉県浦安市北栄3-38-45 コーポ・コワクン303号室	電話 047-319-1220 FAX 047-721-8190 メール kuro11.1887@gmail.com	(月～金) 午前10時～午後5時	/	/	/	/	○	×
19	相談支援事業所 ワンダー	特定非営利活動法人アリスのうさぎ	千葉県浦安市富士見4-2-19 グランメール201	電話 070-3533-1739 FAX 047-723-7695 メール alicenousagi@com.zaq.ne.jp	(月) 午前9時30分～午後1時 (木) 午前9時30分～ 午後3時30分 (土) 午後3時～午後6時	○	○	○	○	○	△

※1 成人…総合支援法による福祉サービス（居宅介護、短期入所等、就労移行支援、就労継続支援等）を利用する場合は、総合支援の事業所に「サービス等利用計画案」の作成をご依頼ください。

※2 児童…児童通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する場合は、児童通所支援の事業所に「サービス等利用計画案」の作成をご依頼ください。

総合支援法による福祉サービスと児童通所支援の両方を申し込む場合は、児童通所支援の事業所に「サービス等利用計画案」の作成をご依頼ください。

※3 児童については障害種別にかかわらずご利用が可能です。

※4 新規受け入れ可能人数 ◎10名以上可能 ○6～10名 △5名以下 ×受け入れ不可

※ 上記の事業所のほか、浦安市外の相談支援事業所でも「サービス等利用計画案」の作成を依頼をすることが可能です。